

## 三条市特定空家の解体に係る固定資産税等の減免措置要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、市内の特定空家の解体を促進することにより、市民の安全で安心な暮らしの確保及び良好な生活環境の保全並びに跡地利用の促進を図るため、三条市税条例（平成17年三条市条例第59号。）第53条第1項第4号に規定する固定資産税の減免に関し、三条市固定資産税の減免取扱要領（平成17年5月1日制定。）に定めるもののほか、特定空家を解体した場合の固定資産税等の減免について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 特定空家 法第2条第2項に規定する特定空家等のうち、人の居住の用に供する家屋であって、市が認定したものをいう。
- (3) ガイドライン 法第14条の規定に基づき、国が定める『「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）』をいう。

### (特定空家等の認定)

第3条 市長は、特定空家等の認定に当たり、ガイドラインを踏まえた現地調査による判定のほか、当該空家等への指導経過を踏まえつつ、地域住民の生命、財産、生活環境等に著しく影響を及ぼすおそれがあると総合的に判断される空家等を特定空家等として認定するものとする。

### (減免対象)

第4条 固定資産税の減免（以下「減免」という。）対象となる土地は、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2による住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例（以下「住宅用地特例」という。）の適用を受けた土地（以下「減免対象土地」という。）であって、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。

- (1) 特定空家の敷地の用に供されている土地であること。
- (2) 市が減免対象と認めた日から1年以内に家屋が解体されていること。
- (3) 特定空家の解体後に減免対象土地を営利目的で使用する予定がないこと。
- (4) 減免対象土地が公共事業等による補償の対象となっていないこと。

### (減免対象者)

第5条 減免を受けることができる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 市税の滞納がない者
- (2) 減免対象土地の所有者またはその相続人

(3) 減免対象空家と認められてから解体するまでの間の緊急時における安全措置への同意があること

(減免額)

第6条 減免額は、減免期間における各年度において、住宅用地特例が解除された後の税額と住宅用地特例が適用されるものとみなした場合の税相当額との差額分とする。

(事前確認)

第7条 減免の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、当該土地にある建物の解体前に、対象の土地が減免対象土地に該当するかどうかを事前に市へ確認しなければならない。

2 申請者は、三条市特定空家の解体に係る固定資産税等減免事前調査申込書兼緊急時における安全措置のための誓約書（様式第1号）及び必要な書類を市長に提出しなければならない。

3 市は、申請者から前項の確認依頼があった場合には、当該土地及び建物を調査し、特定空家に認定するかの判断に併せ、当該土地が減免対象となるかを決定し、その結果を三条市特定空家の解体に係る固定資産税等減免事前調査結果通知書（様式第2号）により申請者に通知することとする。

(減免の申請)

第8条 申請者は、特定空家の解体後速やかに特定空家の解体に係る土地の固定資産税等減免申請書（様式第3号）及び必要な申請書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、特定空家の解体に係る土地の固定資産税等減免可否決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

3 減免決定を受けた者が次年度以降も継続して減免を受けようとするときは、減免申請書を毎年度の賦課期日の1か月前までに市長に提出しなければならない。

(減免期間)

第9条 減免の期間は、特定空家を解体した日の属する年の翌年1月1日を賦課期日とする年度から2年度間とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、該当すると認められた期日の翌年3月31日をもって減免の期間を終了するものとする。

ただし、該当すると認められた期日が1月1日の場合は、同年3月31日をもって減免の期間を終了するものとする。

(1) 減免対象土地が新たに住宅用地特例の適用を受けた場合

(2) 売買等により減免対象土地の所有者が変更された場合（相続された場合を除く。）

(3) 申請者が、本要領又は減免決定の際に付した条件に違反するほか、不正な行為等により虚偽の申請を行った場合

(4) 空家等の所有者等が法第14条による命令を受けた場合

(5) その他市長が減免することが適当でないとした場合

3 固定資産税の減免の事由が消滅した場合においては、空家等所在地の所有者等は直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(都市計画税の減免)

第10条 減免対象土地が三条市都市計画税条例（平成17年三条市条例第60号。）第2条第1項に定められた地域に所在する場合は、都市計画税について本規定を準用するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。